

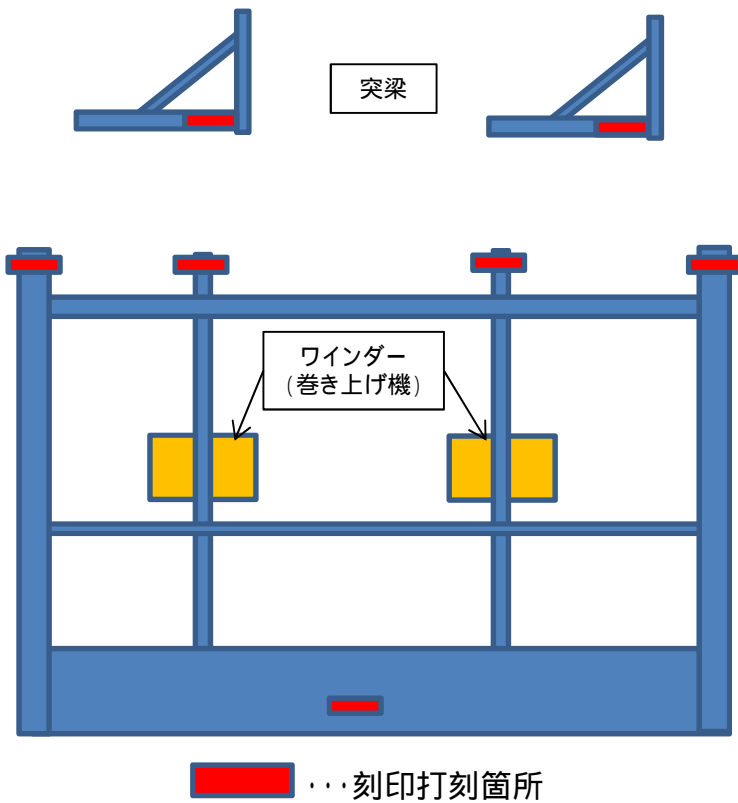
ゴンドラの刻印を確認してください！

ゴンドラについては、労働安全衛生法に基づき、製造時等に各都道府県労働局長等の検査を合格したという証として、刻印を打刻していますが、今般、これらの検査を受けずに不正に製造されているゴンドラが見つかりました。

不正に製造されたゴンドラは、労働安全衛生法上使用できません。

建設現場等において、ゴンドラのリースを受ける元方事業者等の皆様におかれましては、リースされたゴンドラが不正に製造されていないか、刻印の有無の確認をお願いすると共に、検査証の有効期間が適切に更新されているかの確認も併せてお願いします。

ゴンドラの刻印打刻箇所（例）



ゴンドラ検査証（見本）

様式第8号(第8条関係)(表面)

第1234567号	ゴンドラ検査証		
製造検査又は使用検査申請者及び住所	〇〇ゴンドラ(株) 大阪市中央区〇〇町〇丁目〇番地〇号		
設置地	東大阪市〇〇町〇丁目〇番地〇号		
事業の名称	〇〇株式会社		
種類及び型式	デッキ型ゴンドラ		
積載荷重	0.3 t		
製造検査又は使用検査の刻印番号	大1234567		
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
自 30年 1月 1日から 至 30年 12月 31日まで	印	自 年 月 日から 至 年 月 日まで	
自 年 月 日から 至 年 月 日まで		自 年 月 日から 至 年 月 日まで	
自 年 月 日から 至 年 月 日まで		自 年 月 日から 至 年 月 日まで	
自 年 月 日から 至 年 月 日まで		自 年 月 日から 至 年 月 日まで	
自 年 月 日から 至 年 月 日まで		自 年 月 日から 至 年 月 日まで	
平成30年1月1日	大阪労働局長 印		

このように、1台のゴンドラに対し、各ユニット毎に刻印は打刻されています。

刻印が打刻されていないユニットを使用している場合、不正に製造されているおそれがあります。

刻印番号については、検査証の刻印番号欄を確認してください。

併せて、検査証の有効期間が適切に更新されているかの確認もお願いします。



ゴンドラ製造検査等関係条文（一部抜粋）

労働安全衛生法第38条

第1項

特定機械等(ゴンドラ等)を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、**都道府県労働局長の検査を受けなければならない。**

ゴンドラ等安全規則第4条

第1項

ゴンドラを製造した者は、労働安全衛生法第38条第1項の規程により、当該ゴンドラについて、所轄**都道府県労働局長の検査を受けなければならない。**

第4項

製造検査を受けようとする者は、ゴンドラ製造検査申請書(様式第2号)にゴンドラ明細書(様式第3号)、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

第5項

所轄都道府県労働局長は、**製造検査に合格したゴンドラに様式第4号による刻印を押し、かつ、そのゴンドラ明細書に様式第5号による製造検査済の印を押し**て前項の規定により申請書を提出した者に交付するものとする。

ゴンドラ等安全規則第6条

第1項

次の者は、法第38条第1項の規程により、当該ゴンドラについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。

- 1 ゴンドラを輸入した者
- 2 略
- 3 使用を廃止したゴンドラを再び設置し、又は使用しようとする者

ゴンドラ検査証関係条文（一部抜粋）

労働安全衛生法第39条

第1項

都道府県労働局長は、前条第1項の検査に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、**検査証を交付する。**

労働安全衛生法第40条

第1項

前条第1項の**検査証を受けていない特定機械等は、使用してはならない。**

第2項

検査証を受けた特定機械等は、**検査証とともにするのでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない。**

労働安全衛生法第41条

第1項

検査証の有効期間は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

第2項

検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。

ゴンドラ等安全規則第9条

第1項

検査証の有効期間は、**1年**とする。

ゴンドラ等安全規則第27条

第1項

登録性能検査機関は、**ゴンドラに係る性能検査に合格したゴンドラについて、ゴンドラの検査証の有効期間を更新するものとする。**

検査証の有効期間の更新をせずに使用した場合の違反条文は？

検査証の有効期間を経過した特定機械等を使用するときは、法第40条第1項に違反する。

(昭52.8.16 基収第729号通達)

ご不明な点等がございましたら、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。